

令和7年度 相生市放課後児童保育 入所案内

1 受入れ対象児童

保護者の就労や疾病等の理由により、昼間、保護者が家にいない児童。

なお、児童が疾病その他の理由により集団生活に適さないと認められるとき、受入れできない場合があります。

2 学級の名称等

学校名	学級名	住 所	電話番号
相生小	こばと学級	川原町 31-1	23-6601
青葉台小	みどり学級	青葉台 1-1	23-6605
双葉小	くすの木学級	向陽台 23-1	23-6603
中央小	もりもり学級	旭 5 丁目 16-67	23-6604
那波小	わくわく学級	那波本町 17-30	22-7565
若狭野小	わかあゆ学級	若狭野町八洞 185	28-0161
矢野小	こやすの木学級	矢野町上 587-3	29-0116

注) 新年度の入所希望児童が 10 名に満たない時は開設しない場合があります。

(基準日: 1 月末日)

3 開設期間

対象学年	全学年
入所可能期間	令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 3 1 日
学校開校日 (月～金曜日)	放課後～1 8 時 3 0 分まで
学校代休日	8 時～1 8 時 3 0 分まで
長期休業期間 (月～土曜日)	8 時～1 8 時 3 0 分まで

ただし、日曜日、祝日及び教育委員会が定めた日を除く。

※年末年始(12 月 29 日～1 月 3 日)およびお盆(8 月 13 日～15 日)は閉級します。

学校給食実施期間外の開設日については、必ず各自でお弁当・水筒を持参してください。カップラーメンなど調理が必要なものは持たせないでください。

4 開設日の児童受入れ

学校終了後、学校内の放課後児童保育学級（以下「学童」という。）まで帰ります。学童のみ欠席する場合は、学校の連絡に加え、学童にも必ず連絡してください。

5 保育終了後の児童の下校等

迎えは原則として保護者の方とし、学童で指導員と対面での引き渡しとします。

保護者以外の方が迎えをされる場合は、入所申請時にご提出していただく児童引き渡しカードに記載された方のみです。カードにお名前が無い方が迎えに来られた場合は、引き渡しすることができません。

やむを得ず迎えに来られない場合は、必ず学童に連絡してください。その場合、17時（10月半ばから2月半ばの間は16時30分）に下校させます。下校時は通学路を歩いて帰るよう呼びかけますが、ご家庭の責任において、児童と充分話し合うようにしてください。

注）お迎えは、**必ず18時30分までに**お願いします。

6 学童保育の日程

時 間	内 容
放課後	宿 題
16:00	自由遊び
17:30	おやつ・自由遊び
18:30	清掃・片付け
	閉 所

注）時間は、おおまかな目安です。授業終了時間により変動します。

7 宿題

学級では、まず宿題に取りかかるように声掛けをしていますが、宿題を済ませているかどうかは、必ずご家庭でご確認ください。

8 おやつ

季節感、安全性、衛生面を考慮し、用意します。

アレルギー等については、対応いたしかねますのでご了承ください。

9 保育料の徴収

保育料は、一人につき月額6,000円です。

原則、保育料は口座振替により月末（金融機関休業日の場合は翌日）に当月分保育料を徴収します。入所申請結果通知書と一緒に届く申込用紙に必要事項を記入し、金融機関へ提出してください。（既に提出しており振替口座に変更がない場合は、提出する必要はありません）

注1）日割り計算はいたしません。

注2）保育料の滞納がある場合、入所することができません。

注3）保育料の滞納が続く場合、退所していただきます。

10 保育料の減免

下記の状況にあてはまる世帯の児童は免除又は減免を受けることができます。

「放課後児童保育学級保育料減免申請書」（様式第5号）に記入し、提出してください。添付書類の提出は必要ありません。

注）免除又は減免が決定した月からの適用となります

（1）全額免除

生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている所帯又は前年度分の市民税非課税所帯と同一所帯にある児童

（2）2分の1免除

前号以外の者で前年度分の市民税が均等割のみが課税されている所帯と同一所帯にある児童

（3）全額又は2分の1免除

被災その他の市長が特別の事情があると認めるとき

11 実費費用の徴収

おやつ代として月額1,500円を徴収します。（夏休み期間は2,000円となります）

集金については、集金袋を用意しておりますので、学校の集金とお間違いのないようにしてください。

注）学級によって、金額が異なる場合があります。

12 入所の手続き

入所希望の場合は、以下の書類を提出してください。

（1）放課後児童保育学級入所申請書（様式第1号）

（2）同居家族全員の保育できないことを証明する書類

（学生、65歳以上の方を除く）

・会社員・・・就労証明書

・自営業者・・・民生委員・児童員による確認書（就労証明書）

・保護者が学生・・・在学証明書

・疾病等の方・・・診断書

など

（3）入所申請に関する同意書

（4）児童引き渡しカード（学童用・保護者控え）

（1）～（4）を合わせて**生涯学習課（文化会館内）に提出**してください。

後日、「放課後児童保育学級入所申請結果通知書」（様式2号）を送付します。

13 入所選考の実施について

近年、学童の需要が高まり、入所を希望する家庭が増加しております。そのような中、安心安全な保育を継続するために、令和7年度より入所選考基準を設定し、学年の低い児童を優先して入所決定します。ただし、入所可能な枠がない場合には、待機児童になることがあります。詳細は6、7ページをご覧ください。

14 長期欠席の手続き

学童を続けて7日以上欠席しようとする場合は、生涯学習課又は学童にある「放課後児童保育学級長期欠席届」（様式第4号）に必要事項を記入の上、**生涯学習課（文化会館内）に必ず提出**してください。

注1）正当な理由なく、月の全てを欠席され、引き続き翌月も利用がない場合は、退所となります。

15 退所の手続き

年度途中に退所する場合は、「放課後児童保育学級退所届」（様式第3号）に必要事項を記入の上、**生涯学習課（文化会館内）に提出**してください。

注）書類は生涯学習課又は学童にあります。

16 連絡システム（さくら連絡網）の登録

学童からの連絡、通知、案内等を連絡システムで行いますのでご登録をお願いします。

17 児童クラブ共済（傷害保険）

学童で発生したケガ等は、小学校で加入している保険（日本体育・学校健康災害共済）の対象となりません。学童は下記の児童クラブ共済制度に加入します。

※保険会社の都合により、保険内容が変更される場合があります。

なお、保険料は保育料に含まれています。

① 共済制度の名称 「児童クラブ共済制度」 B型

② 契 約 先 財団法人 児童健全育成推進財団

③ 給 付 の 内 容

放課後児童保育事業において、保育の活動中または自宅と放課後児童保育学級の往復途上などに傷害を被った場合に給付金が支払われます。

④ 給 付 金 額

給 付 金 の 種 類		給 付 額 等
死亡給付金		1, 0 0 0 万円
後遺障害給付金		3 0 ～ 1, 0 0 0 万円
傷害給付金	入院給付金(1日)	7, 5 0 0 円
	通院給付金(1日)	3, 0 0 0 円
	手術給付金	手術の種類に応じて定められた倍率×6, 0 0 0 円
療養給付金	3 0 日以上療養	3 0, 0 0 0 円

⑤ 申 請 手 続 き

不慮の事故があった場合は、すぐに学童に連絡してください。教育委員会経由で手続きを行います。

18 警報発令にともなう取扱い

午前7時の時点で警報が発令された場合、学校が休校になりますので学童も閉所となります。（学校代休日及び長期休業日の場合も、閉所となります）

午前7時以降に警報が発令された場合、通常どおり学童は開所しますが、できるだけ早いお迎えをお願いします。

注1）在学中（登校を含む）に警報が発令された場合、学校と学童の間で引き渡しをおこないます。

注2）状況により、臨時閉級する場合があります。その場合、連絡システムを通じてご連絡します。

19 感染症にともなう取扱い

感染レベル	学童利用の可否
学級閉鎖	学童は開所していますが、対象の学級の児童は利用できません
学年閉鎖	学童は開所していますが、対象の学年の児童は利用できません
学校閉鎖	学童は閉所となります

20 その他

入所申請書等関係書類は、市ホームページでダウンロード可能です。

21 お問い合わせ先

ご不明な点があれば、相生市教育委員会 生涯学習課へお問い合わせください。

〒678-0041 相生市相生 6 丁目 1 番地 1
相生市文化会館 扶桑電通なぎさホール内
Tel 0791 (23) 7144
E-mail shogaigakushu@city.aioi.lg.jp